

手続案内 詳細説明

□ 手続名称

許可申請（建築物）

□ 注意事項等

午後からは窓口担当職員が現場検査等で不在になることが多いため、十分な対応ができない可能性があります。受付はできる限り午前中でお願ひします。

□ 手数料（使用料）

福岡県建築都市関係手数料条例第2条別表より

項	事務	名称	金額	徴収時期
一 二 の 二	建築基準法第四十三条第二項第二号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	一件につき 三四、〇〇〇円	申請のとき
一 三	建築基準法第四十四条第一項第二号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	一件につき 三四、〇〇〇円	申請のとき
一 五	建築基準法第四十四条第一項第四号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	一件につき 一六〇、〇〇〇円	申請のとき
一 七	建築基準法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書又は第十四項ただし書（同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	一件につき 一八〇、〇〇〇円	申請のとき

※主な許可手数料を記載しております。その他の許可については、福岡県建築都市関係手数料条例をご覧ください。

□ 受付窓口：所在地を所管する各県土整備事務所

機関・課名等	電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地	開庁時間
福岡県土整備事務所 建築指導課 建築審査係	092(641)0169	092(632)8677	812-0053	福岡市東区箱崎 1-18-1 粕屋総合庁舎内	8:30~17:15
久留米県土整備事務所 建築指導課 建築審査係	0942(36)6315	0942(36)6316	839-0861	久留米市合川町 1642-1	8:30~17:15
那珂県土整備事務所 建築指導課 建築審査係	092(513)5572	092(513)5607	816-0943	大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内	8:30~17:15
北九州県土整備事務所 建築指導課 建築審査係	093(691)4585	093(601)8845	807-0831	北九州市八幡西区則松 3-7-1 八幡総合庁舎内	8:30~17:15
飯塚県土整備事務所 建築指導課 建築審査係	0948(21)4945	0948(26)5251	820-0004	飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎内	8:30~17:15
南筑後県土整備事務所 柳川支所 建築指導課	0944(72)2564	0944(74)3890	832-0823	柳川市三橋町今古賀 8-1 柳川総合庁舎内	8:30~17:15
八女県土整備事務所 建築指導課	0943(22)6993	0943(23)7722	834-0063	八女市大字本村字深町 25 八女総合庁舎内	8:30~17:15
朝倉県土整備事務所 建築指導課	0946(22)1859	0946(22)4169	838-0068	朝倉市大字甘木 2014-1 朝倉総合庁舎内	8:30~17:15
京築県土整備事務所 建築指導課	0979(82)3364	0979(83)3215	828-0021	豊前市大字八屋 2007-1 豊前総合庁舎内	8:30~17:15
田川県土整備事務所 建築指導課	0947(42)9117	0947(42)8760	825-0002	田川市大字伊田 4543-1	8:30~17:15
直方県土整備事務所 建築指導課	0949(22)5639	0949(22)5644	822-0025	直方市日吉町 9-10 直方総合庁舎内	8:30~17:15

※出先機関の所管地域

機関・課名等	所管地域
福岡県土整備事務所	古賀市、糟屋郡、糸島市
久留米県土整備事務所	小郡市、うきは市、三井郡
那珂県土整備事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡
北九州県土整備事務所	中間市、宗像市、福津市、遠賀郡
飯塚県土整備事務所	飯塚市、嘉麻市、嘉徳郡
南筑後県土整備事務所柳川支所	柳川市、大川市、みやま市、三潞郡
八女県土整備事務所	八女市、筑後市、八女郡
朝倉県土整備事務所	朝倉市、朝倉郡
京築県土整備事務所	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
田川県土整備事務所	田川市、田川郡
直方県土整備事務所	直方市、宮若市、鞍手郡

□ 提出書類

申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第1条の3第1項の表(い)に掲げる図面(付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図)、その他知事が必要と認める図面又は書面を添付してください。

その他知事が必要と認める図面又は書面は、申請条項、建築物、工作物の別等により個別に判断することになりますので、詳細は窓口までお問い合わせください。